第10次山田町総合計画（基本構想・基本計画）概要版

基本構想

山田町の将来像

山田町は、豊かな海と山に抱かれた自然とともに歩んできました。その自然は、私たちの暮らしに恵みをもたらす一方で、時に大きな脅威として立ちはだかる存在でもあります。東日本大震災以降の復興の歩みは、そうした自然との関係を見つめ直し、支え合いながら生きる力を町全体で育んできた道のりでもあります。

このような暮らしの中で育まれてきたのは、やさしさ、そして人を思いやる温かな気持ちです。町民一人ひとりが日々の暮らしの中でお互いを思いやり、支え合いながら、未来の世代へ希望をつないでいく。そうした営みが、山田町の土台を支えています。さらに、地域に息づく文化や風景、そして人々の姿そのものが、この町の魅力であり、次の時代へ受け継ぐべき大切な財産となっています。

これから、全国的な課題である人口減少が、山田町の暮らしや地域の姿にも少しずつ変化をもたらしていくことが予想されます。しかしそのような時代だからこそ、私たちは希望を失わず、暮らしの中に心の豊かさを見出せるまちでありたいと考えます。誰もが大切にされ、自分らしく安心して暮らせる環境を整え、子どもから高齢者まで、全ての世代が穏やかに暮らし続けられるまちを目指します。

山田町の将来像

自然とともに響きあう　やさしさあふれる山田町

山田町の目指す姿

山田町の将来像の実現に向けて、本計画５つの柱となる「山田町の目指す姿」と「基本方向」を掲げます。

山田町の将来像

山田町の目指す姿

- ともに支え合い健康に暮らせるまち
- 暮らしと安全を支えるまち
- 地域に根差した産業が育つまち
- 未来を育み誰もが学び続けるまち
- ともに築く持続可能なまち

目指す姿1　ともに支え合い健康に暮らせるまち

誰もが健康でいきいきと暮らし、困ったときには地域で支え合える、やさしさに満ちたまちを目指します。高齢者も若者も、障がいのある方も子育て世代も、全ての町民が安心して生活できるよう、健康づくりや地域福祉の充実を進め、自分らしく生きられる社会を築いていきます。

健康、福祉

基本方向

1　町民一人ひとりがいつまでも元気に暮らせるよう、健康づくりを推進します。
2　町民一人ひとりが支え合い、自分らしく暮らせる地域福祉の充実を図ります。

目指す姿2　暮らしと安全を支えるまち

全ての町民が、安心して快適に暮らし続けられるまちを目指します。災害や事故に備えた安全なまちづくりとともに、移動・住まい・水道・景観など、日々の生活を支える基盤の充実を進め、地域の安心感と快適性を高めていきます。

交通、住環境、上下水道、環境保全、防災、生活安全

基本方向

1　安全・安心な移動を支える交通ネットワークの充実を図ります。
2　全ての世代が安心して暮らし続けられる住環境の整備を進めます。
3　安全な水の安定供給と、持続可能な汚水処理の普及促進を図ります。
4　自然と調和した美しい景観を守り、町民の豊かな暮らしを支えます。
5　自助・共助・公助が連携した防災体制を整備し、安心して暮らせる地域づくりを進めます。
6　交通事故や犯罪、消費者トラブルなどから町民の生活を守ります。

目指す姿3　地域に根差した産業が育つまち

山田町の豊かな自然や風土、地域資源を生かしながら、水産業・農林業・商工業・観光といった地場の産業を大切に育てていくまちを目指します。町の魅力や個性を磨きながら、地域に関わる人や働く人が生きがいを持って活躍できる環境を整え、暮らしと経済の好循環を築いていきます。

水産業、農林業、商工業、観光、移住・定住

基本方向

1　地域の自然環境を生かし、持続可能な水産業の振興に努めます。
2　地域の自然環境を生かし、持続可能な農林業の振興に努めます。
3　町の個性を生かした商工業の振興に努めます。
4　町の個性を生かした観光資源の磨き上げにより、選ばれる観光地を目指します。
5　地域と人との新たなつながりを育み、移住・定住を推進します。

目指す姿4　未来を育み誰もが学び続けるまち

年齢や立場にかかわらず、全ての町民が学びの機会を持ち、自らの可能性を伸ばしながら、いきいきと活躍できるまちを目指します。子どもたちの健やかな成長と学びを支えるとともに、生涯にわたる学びの場を広げ、学びが人と地域を育てる環境づくりを進めます。

子育て、学校教育、生涯学習

基本方向

1　全ての子どもが健やかに育つよう、出産・子育てを支える体制を充実させます。
2　全ての子どもが心身ともに健やかに過ごし、意欲的に学べる学校づくりを進めます。
3　全ての町民がいつまでも学び続けられる環境を整え、豊かな人生の実現を支えます。

目指す姿5　ともに築く持続可能なまち

人口減少や少子高齢化が進む中でも、町民と行政が力を合わせ、地域の課題に向き合いながら、着実にまちづくりを進め、持続可能なまちを目指します。町民の声を生かした行政運営と、将来を見据えた自治体経営を通じて、信頼と協働によるまちづくりを進めます。

住民協働、行政運営、財政運営

基本方向

1　地域課題の解決に向けて、町民とともに取り組むまちづくりを進めます。
2　町民に信頼される、誠実で安定的な行政運営を推進します。
3　将来を見据えた中長期的視点で、健全な財政運営を行います。

基本計画

目指す姿	施策	取組みの方向性
ともに支え合い 健康に暮らせるまち	1-1 健康	(1)生活習慣病の予防　(2)こころの健康づくりの推進　(3)食育の推進　(4)感染症の予防　(5)地域医療を支える意識づくり (6)医師確保対策の強化
	1-2 福祉	(1)総合的な相談支援体制の構築・強化　(2)地域による見守りと支え合いの体制づくり　(3)福祉サービスの充実 (4)地域包括ケアの推進　(5)生きがいづくりと介護予防の推進　(6)医療と介護の連携強化及び認知症対策の充実 (7)介護保険事業の円滑な実施　(8)障がい者の自立支援
暮らしと安全を 支えるまち	2-1 交通	(1)山田北インターチェンジのフルインター化早期完成　(2)道路網の整備　(3)橋りょうの長寿命化対策の推進 (4)三陸鉄道の運営支援　(5)路線バスの確保　(6)地域内交通の充実・確保　(7)公共交通の利用促進
	2-2 住環境	(1)適正な公営住宅の管理　(2)快適な住環境の整備　(3)空き家の適正管理と利活用の推進　(4)都市公園等の環境整備 (5)国土調査の推進　(6)町有地の利活用の推進　(7)町営合葬墓の設置に関する検討
	2-3 上下水道	(1)上水道施設･管路の更新　(2)応急給水体制の整備　(3)下水道事業の経営健全化　(4)汚水処理の推進
	2-4 環境保全	(1)清掃活動の推進　(2)不法投棄の防止と環境学習の推進　(3)持続可能な環境保全の推進 (4)廃棄物排出の抑制とごみ処理体制の整備
	2-5 防災	(1)避難･情報伝達体制の充実　(2)備蓄･防災資機材の充実　(3)地域防災力の強化　(4)消防体制の充実　(5)救急体制の充実 (6)津波･高潮対策施設の適切な管理　(7)土砂災害や排水不良への対策　(8)防災思想の普及と震災記憶の伝承
	2-6 生活安全	(1)交通安全対策運動の推進　(2)交通安全教育の推進　(3)交通安全施設の整備　(4)地域の防犯活動の強化　(5)防犯意識の向上 (6)生活相談体制の整備
地域に根差した 産業が育つまち	3-1 水産業	(1)海洋環境の変化に対応した漁業の推進　(2)資源管理と漁場の有効活用　(3)ブランド力の向上と海業の推進 (4)新たな担い手の確保・育成と経営体の強化　(5)漁港施設機能と漁場環境の保全
	3-2 農林業	(1)農地の有効利用と経営の効率化　(2)新規就農希望者の支援　(3)畜産業の振興　(4)農作物被害防止対策の推進 (5)森林の適正管理　(6)特用林産物の生産振興
	3-3 商工業	(1)にぎわいの創出　(2)新商品の開発や販路開拓の支援　(3)ふるさと納税の推進　(4)事業所の省力化･省人化の支援 (5)創業や資金調達の支援　(6)企業誘致の促進と地場産業の育成　(7)人材採用の支援　(8)新しい働き方の支援
	3-4 観光	(1)交流人口拡大の推進　(2)観光資源の活用と体験型観光の推進　(3)自然環境の保全と活用　(4)インバウンドに特化した受入強化
	3-5 移住･定住	(1)移住･定住の推進　(2)移住支援の充実　(3)地域おこし協力隊の推進　(4)関係人口の創出
未来を育み誰もが 学び続けるまち	4-1 子育て	(1)結婚･出産に関する支援の充実　(2)母子の健康増進　(3)子育て支援体制の充実　(4)保育サービスの充実と児童の健全育成 (5)歯科保健の推進
	4-2 学校教育	(1)豊かな心と健やかな体を育む教育の推進　(2)確かな学力を育む教育の推進　(3)充実した教育環境づくり (4)いじめ･不登校対策の推進　(5)多様化する社会を生き抜く人材の育成　(6)高等学校教育の充実
	4-3 生涯学習	(1)生涯学習推進体制の充実　(2)家庭教育の推進　(3)学習活動の支援　(4)関係機関等との連携　(5)スポーツ環境の整備 (6)社会教育・体育施設の整備　(7)芸術文化・郷土芸能の推進　(8)文化財の保護・活用と愛護思想の普及
ともに築く 持続可能なまち	5-1 住民協働	(1)町民主体のまちづくりの推進　(2)コミュニティ組織の育成と支援　(3)男女共同参画の推進
	5-2 行政運営	(1)職員の育成と働きやすい職場環境の整備　(2)効率的な行政運営　(3)行政手続オンライン化の推進　(4)情報発信の充実
	5-3 財政運営	(1)事務事業の見直しによる歳出抑制　(2)税収以外の新たな歳入確保　(3)町債残高、基金残高の適正管理 (4)公有財産、公共施設の適正管理